

墨田区のお知らせ

すみだ

2026年
(令和8年)

1/21

◆2面以降の主な内容

2面…住民税等
3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割等

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/> 

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

特別区民税・都民税の申告受け付けが始まります

今年も税の申告時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月16日、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日です。

申告手続は、インターネットや郵送が便利です。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください(4面「税についての問合せ先」を参照)。

主催 公益社団法人 本所法人会 女性部会
公益社団法人 向島法人会 女性部会



第15回 税に関する「絵はがきコンクール」表彰式

住民税の申告

住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月28日**に発送します。記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。**郵送での申告が便利ですが**、直接提出する場合は下記および2面上部に掲載の住民税の申告場所をご覧ください。

直接提出する場合

申告会場での混雑回避および待ち時間短縮のため、区役所会議室21(2階)での申告受け付けには事前予約が必要です。希望する方は、**2月1日から希望日の前日までに日時を予約**したうえで、お越しください。

なお、区役所会議室21(2階)での申告受付期間は2月16日～3月16日です。

◆区役所会議室21(2階)での申告の予約



予約専用番号 ☎050-3642-2443

自動音声の案内に従い、入力してください。
詳細は、区HPまたは申告書同封のチラシをご覧ください。

税証明の様式が変更されました

国の標準仕様に準拠したシステムの運用により、各税証明の様式や記載内容に下記のとおり変更があります。
詳細は区HPをご覧ください。



1 非課税証明書に関する注意事項

税法上扶養されている方(被扶養者)は、所得金額等の記載がない「*」表記の非課税証明書が発行される場合があります。この場合、非課税証明書に所得金額等の記載がないため、所得の証明になりません。

所得金額等の記載がある証明書が必要な方は、所得がない場合も、税務課課税係 ☎5608-6135に**住民税の申告**をお願いします。

2 納税証明書に関する注意事項

▶所得・控除等の金額および内訳は記載されない仕様に変更になりました。そのため、金額の記載が必要な方は課税(非課税)証明書を取得してください。

▶特別区民税・都民税・森林環境税を納付してから反映されるまで**2週間～3週間**掛かる場合があります。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

スマートフォンやパソコンからアクセスできる**自動計算で便利なe-Tax**をご利用ください。また、**確定申告会場が変わりました**。詳細は3面をご覧ください。

◆申告書の作成～提出方法

1 申告書を作成します。

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」にアクセス



- ▶画面の案内に従って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

2 申告書を提出します。

e-Taxで提出する場合

マイナンバーカードを使った、確定申告書の作成が便利です。
マイナポータル連携にすると、自動入力で申告できます。

e-Taxでの確定申告に必要なもの

- ▶マイナンバーカード
- ▶マイナンバーカードのパスワード2つ

1 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

2 署名用電子証明書のパスワード(英数字6文字～16文字)

上記2のパスワードが分からぬ場合はパスワードの再設定が必要です。

注1・2両方のパスワードが分からぬ場合は、マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)で手続が必要です。



マイナンバー
PRキャラクター
「マイナちゃん」

再設定は
こちら

電子証明書の有効期限切れに注意！



有効期限(発行から5回目の誕生日まで)を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。

- ▶有効期限を過ぎてしまったら、区マイナンバーカード専用窓口(区役所2階)で更新手続をお願いします。
- ▶有効期限は、マイナポータルでも確認できます。

有効期限の確認や更新についてはこちら



早めの更新手続をお願いします！

注マイナンバーカード本体の有効期限(発行から10回目の誕生日まで)切れによる更新手続は、1か月程度掛かります。

印刷して郵送で提出する場合

【送付先】東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)

“確定申告会場が変わりました” 詳細は3面へ



X



住民税の申告対象者・期間・場所など

[申告が必要な方]次のいずれかに該当する方▶前年中に事業・不動産・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない▶給与や公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更または医療費控除等の追加の申告がある*所得税の確定申告をする場合は、住民税の申告は不要▶前年中の収入がない

*申告の義務はないが、非課税証明書の発行や各種保険料の算定等に影響するため申告が必要 *被扶養者は原則申告不要だが、健康保険の扶養手続や都営住宅の減免手続等で収入が0円である証明が必要な場合は申告が必要▶区内に事務所または事業所を所有し、墨田区に住民登録がない

[申告に必要なもの]▶住民税申告書▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書▶控除を受けるための書類(医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等)▶本人確認書類(マイナンバーカード等)

[申告の際の注意事項]

医療費控除の申告をする方

医療費控除の適用を受けるためには、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書のみの添付では控除できません)。「医療費控除の明細書」は、医療を受けた方や病院・薬局等の支払先ごとに、金額をまとめて記載するものです。明細書の様式は区HPから出力できます。なお、医療保険者が発行する「医療費通知(医療費のお知らせ)」の原本を添付すれば、明細書の記入は省略できます。また、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)については、区HPをご覧ください。



ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方

所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要がない方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すれば、申告せずに住民税の寄附金税額控除が適用されます。給与所得者で給与以外の所得がある場合や、医療費控除等の申告で所得税の確定申告または住民税の申告を行う場合は、ワンストップ特例では控除は適用されません。申告の際に、全てのふるさと納税の金額を含める必要がありますのでご注意ください。



■申告期間・申告場所

申告期間	申告場所
2月16日(月)～3月16日(月) の午前9時～午後4時半 *土・日曜日、祝休日を除く	予約制(予約方法は1面参照) 区役所会議室21(2階) *申告の相談等は税務課(区役所2階)で実施
3月4日(水)～6日(金)の午 前9時～午後4時半 *正午～午後1時を除く	予約不要 ▶緑出張所(緑3-7-3) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田 店商業施設パシオス2階) ▶東向島出張所(東向島2-38-7)

●給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除や雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。

●本所・向島税務署では申告を受け付けていません。

■住民税額試算・申告書作成システム

自身の所得や控除などを入力すると、住民税の申告書の作成や住民税額・所得税額の試算、ふるさと納税の控除限度額の試算ができます。区HPから利用できますので、ご活用ください。

作成した住民税の申告書を印刷し、必要書類を添付して郵送することで申告が完了します。

[送付先] ☎130-8648税務課課税係

■電子申告

令和8年度分の個人住民税から電子申告が始まります。詳細は区HPをご覧ください。

令和8年度から適用される住民税の主な改正点

1 給与所得控除の見直し(表1)

給与収入から給与所得を算出する際に、給与収入から控除する「給与所得控除」について、最低保証額が55万円から65万円に引き上げられ、給与収入金額190万円まで給与所得控除が65万円となります。

*給与収入190万円超の方は変更なし

表1

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超180万円以下	収入金額×40% - 10万円	65万円
180万円超190万円以下	収入金額×30% + 8万円	
190万円超		改正なし

2 扶養親族等の所得要件の引上げ(表2)

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件などが引き上げられます。

表2

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額	75万円以下	85万円以下

3 特定親族特別控除の創設(表3)

合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(特定親族)を有する場合、新たに特定親族特別控除が受けられます。特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額に応じて控除額が遞減します。

●親族からは配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方、白色事業専従者を除きます。

●親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。



*改正点の詳細は国税庁HPを参照

表3

特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除
58万円超 85万円以下	
85万円超 90万円以下	45万円
90万円超 95万円以下	
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

キャッシュレス納付をご利用ください

自宅などから、キャッシュレスで納付ができます。

口座振替やクレジットカード納付など、様々な方法があります。なお、納付方法により、収納できる上限金額が異なります。詳細は問い合わせるか、各HPをご覧ください。



税目	納付方法	問合せ	納付方法の詳細
住民税(普通徴収)	▶口座振替(区HPから申込み可) ▶地方税お支払サイトでの納付(クレジットカード納付可) ▶eL-QRコードに対応したスマートフォン決済アプリ納付	税務課税務係 ☎5608-6133	区HP
住民税(特別徴収)	▶eLTAX電子納税	税務課税務係 ☎5608-6140	
軽自動車税種別割	▶地方税お支払サイトでの納付(クレジットカード納付可) ▶eL-QRコードに対応したスマートフォン決済アプリ納付	税務課税務係 ☎5608-6134	
所得税・消費税	▶振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ) ▶クレジットカード納付 ▶ダイレクト納付 ▶インターネットバンキング納付 ▶スマートフォン決済アプリ納付(au PAY、d払い、PayPay、メルペイ、楽天ペイ) *詳細は3面を参照	本所税務署管理運営部門 ☎3623-5171 向島税務署管理運営担当 ☎3614-5231	国税庁HP
個人事業税 自動車税種別割 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区内) 固定資産税(償却資産)(23区内) 不動産取得税 法人都民税・法人事業税ほか	▶口座振替 ▶クレジットカード納付 ▶スマートフォン決済アプリ納付(au PAY、d払い、J-Coin Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ、eL-QRコードに対応したスマートフォン決済アプリ) ▶ペイジー納付 ▶eLTAX電子納税 *税目ごとに使用可能な納付方法が異なる	墨田都税事務所徴収課 ☎3625-5061	
			都主税局HP

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など

【所得税の確定申告が必要な方】次のいずれかに該当する方▶事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある▶給与の収入金額が2000万円を超える▶給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得がある▶2か所以上から給与の支払いを受けている▶公的年金等の収入金額の合計が400万円を超えており、申告納税額があるなど

【贈与税の申告が必要な方】次のいずれかに該当する方▶個人から不動産や現金などをもらったり、経済的利益を得たりしており、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える▶父母等からの住宅取得等資金の特例または相続時精算課税の特例を受ける(各特例は期限までに申告書等を提出しないと適用不可)など

【個人事業者の消費税の確定申告が必要な方】次のいずれかに該当する方▶基準期間(令和5年分)の課税売上高が1000万円を超える▶基準期間(令和5年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している▶特定期間(6年1月1日~6月30日)の課税売上高が1000万円を超える(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可)▶適格請求書発行事業者として登録した

■申告期間・納期限・振替日

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月16日(月)~3月16日(月)	3月16日(月)	4月23日(木)
贈与税	2月2日(月)~3月16日(月)		
個人事業者の消費税	3月31日(火)まで	3月31日(火)	4月30日(木)

■税理士による無料申告相談“申告書を作成できます”

小規模納税者(所得金額がおおむね300万円以下の方など)・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催期間等

税理士による無料申告相談では、小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成できます。利用する際は、オンラインによる事前申込みをお願いします。

一部、当日入場整理券を配付しますが、なくなり次第終了となりますので、事前申込みをご利用ください。



開催期間	会場	事前申込み(オンライン)	持ち物
1月29日(木)~2月6日(金)の午前9時半~11時半、午後1時~3時半 *土・日曜日を除く	本所税務署3階会議室 (業平1-7-2)	本所税務署管内  *電話での申込みは不可	▶マイナンバーカード ①失効や有効期限切れにならないかご確認ください。 ▶マイナンバーカードの2つのパスワード 1 利用者証明用電子証明書(数字4桁) 2 署名用電子証明書(英数字6文字~16文字) ▶スマートフォン ▶源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ②来場前に、マイナンバーカードを利用した、「マイナポータル連携」の事前準備をお願いします。 パスワードを失念した方はこちら 
2月2日(月)~13日(金)の午前9時~11時半、午後1時~3時半 *土・日曜日、祝休日を除く	向島税務署1階会議室 (東向島2-7-14)	向島税務署管内  *電話での申込みは不可	アプリ 「マイナポータル」 

■確定申告会場の開設期間・場所“確定申告会場が変わりました”

本所税務署および向島税務署の確定申告会場は、東京国税局1階に変わりました。

確定申告会場への入場には、LINEによるオンライン事前予約が必要です。

当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しますが、なくなり次第終了となりますので、LINEによるオンライン事前予約をご利用ください。

開設期間	会場	時間	持ち物
2月16日(月)~3月16日(月) *土・日曜日、祝休日を除く *3月1日(日)は開場	東京国税局1階(中央区築地5-3-1) 確定申告会場が変わりました。 上記期間中、本所税務署および向島税務署では、申告書の作成・相談は行いません。	[受け付け] 午前8時半~午後4時 [相談] 午前9時15分~午後5時	上記「税理士による無料申告相談」の「持ち物」欄を参照

②2月13日(金)までは、本所税務署または向島税務署で申告書の作成・相談ができます。希望する方は、LINEによるオンライン事前予約が必要です。

③申告書等を郵送で提出する場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)へ提出してください。

**LINEによる
オンライン事前予約**
下記コードから国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

●納付および還付金の受け取り 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせは行いません。

[キャッシュレス納付]納付書不要

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。詳細は国税庁HPをご覧ください。

▶ダイレクト納付

▶振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)

▶インターネット
バンキング納付

▶クレジットカード納付

▶スマホアプリ納付



[キャッシュレス納付以外]

▶コンビニ納付(二次元コード納付)

自宅等で作成した二次元コードをコンビニエンスストアのキオスク端末等で読み取り、出力された納付書を使用して納付を委託する方法です。詳細は国税庁HPをご覧ください。



▶コンビニ納付(バーコード)

税務署で作成するバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付を委託する方法です。



▶窓口納付

金融機関や税務署の窓口で納付する方法です。なお、税務署での納税の受け付けは午前9時~午後3時です。

[還付金の受け取り]

指定の金融機関への振り込みまたは郵便局窓口での受け取りをお願いします。

自動車税種別割・軽自動車税種別割

自動車税種別割と軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)に課税される税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず名義変更等の手続をしてください。

また、軽自動車税種別割は月割の制度がないため、4月1日までに廃車の手続をしないと、令和8年度分の税金が1年分課税されます。手続場所は、右表のとおりです。

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所

区分	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車・軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畠5-12-1) ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	☎050-5540-2031

注)自動車税種別割(軽自動車税種別割を除く)の課税内容等は、東京都自動車税コールセンター☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝休日を除く)です。

個人事業税の申告

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方に対して課税される都税です。所得税・住民税の申告をする方は、都税事務所への申告は必要ありません。該当業種や税額の計算など、個人事業税に関しては、所管都税事務所へお問い合わせください。

[問合せ]台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1683 *所管区域は台東区・墨田区・葛飾区

税に関するコンクール等受賞者

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々が受賞しました(敬称略)。

受賞者氏名等	
本所法人会	向島法人会
【墨田区長賞】 増田凜(言問小)	【墨田区長賞】 岩崎心琴(曳舟小)
【本所税務署長賞】 小山陽央(二葉小)	【向島税務署長賞】 齊木日夏子(押上小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 高橋芙美(菊川小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 西山宗汰(八広小)
【墨田区教育委員会賞】 田中愛海(菊川小)	【墨田区教育委員会賞】 山岸雫子(梅若小)
【石川画伯特別賞】 影山海來(小梅小)	【石川画伯特別賞】 石田凜帆(押上小)
【本所法人会長賞】 須貝莉央(錦糸小)	【向島法人会長賞】 口中瑠花(第一寺島小)
【女性部会長賞】 原こはる(両国小)	【女性部会長賞】 北村維基(第一寺島小)
【入選】 小長井優杏(二葉小)、戸並美沙(緑小)、 岩城詩(横川小)、東さくら(横川小)、 鈴木陸(業平小)、名嘉希予(業平小)、 増田杏(小梅小)、伊藤和奏(両国小)、 山崎弥々(中和小)、小林英怜奈(外手小)	【入選】 高田悠輝(第三吾嬬小)、皆川賢太(第二寺島小)、西脇潤(曳舟小)、佐藤誓(中川小)、 根本凰我(東吾嬬小)、雪田玲央(押上小)、 生島千晴(八広小)、齋藤椿(隅田小)、方馨(立花吾嬬の森小)、高木梢(梅若小)

小・中学生の「税の標語」受賞者

本所・向島間税会では、次世代を担う区内の小・中学生を対象に「税の標語」を募集し、審査の結果、次の方々が受賞しました。(敬称略)

受賞者氏名等	
本所間税会	向島間税会
【全国間税会総連合会入選】 中村十樹(緑小)	【全国間税会総連合会入選】 齊藤遼(文花中)
【全国間税会総連合会入選】 高梨里紗(両国中)	
【東京国税局間税会連合会入選】 東さくら(横川小)	【東京国税局間税会連合会入選】 早瀬福(吾嬬立花中)
【本所間税会会长賞】 棟方琉斗(豊川中)	【向島間税会会长賞】 茂木陸真(八広小)
【本所税務署長賞】 野田みのり(本所中)	【向島税務署長賞】 荒井ひまり(文花中)

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々が受賞しました。(敬称略)

受賞者氏名等	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞】 安藤巧真(本所中)、山下貴志(錦糸中)、安藤颯汰(安田学園中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 田中愛菜(桜堤中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 根本紗良(両国中)、海浪有里(日大一中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 齊澤奈穂(吾嬬第二中)
【本所税務署長賞】 郡大翔(墨田中)、枝紘義(両国中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 佐野莉衣沙(吾嬬第二中)、木内茜寧(寺島中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 花輪瑠菜(本所中)	【向島税務署長賞】 木村友哉(桜堤中)、都築心音(吾嬬立花中)
【墨田区長賞】 斉藤菜々海(豊川中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 高橋颯太(吾嬬立花中)
【東京税理士会本所支部支部長賞】 伊藤和奏(両国高校附属中)	【墨田区長賞】 江村希愛菜(寺島中)
【一般社団法人本所青色申告会理事長賞】 増田心優(錦糸中)	【東京税理士会向島支部支部長賞】 浪川優稀人(文花中)
【公益社団法人本所法人会会長賞】 稻葉尚也(日大一中)	
【本所間税会会长賞】 石田陽永(両国高校附属中)	
【東京小売業組合本所支部支部長賞】 佐村羽菜(安田学園中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 中村心美(文花中)
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 柴田美緒(墨田中)、橋本柳咲(両国中)、小林詩子(両国中)、横溝莉子(両国中)、河合隼汰(豊川中)、前川菜々美(両国高校附属中)、松井沙瑛(両国高校附属中)、槌野晴斗(両国高校附属中)、岡本真之介(日大一中)、青木響香(安田学園中)、萩原愛陽(安田学園中)	



税務課(区役所2階)の窓口受付時間が変更になりました

対象	開庁日・受付時間	取扱業務
月曜日～金曜日 *祝休日を除く	午前9時～午後4時半	申告、証明書の交付、納税、納付相談
水曜延長窓口	第1・3水曜日 午後7時まで	証明書の交付、納税、納付相談
日曜窓口	第2日曜日 午前9時～午後4時半	証明書の交付、納税

注)申告は月曜日～金曜日(*祝休日を除く)の午前9時～午後4時半のみ受け付けています。

各種問合せ先

■区税(住民税、軽自動車税種別割など)

税務課(区役所2階)

- ▶納付方法(口座振替、スマートフォン決済アプリ)等 ☎5608-6133(税務係)
- ▶課税(非課税)証明書、納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
- ▶軽自動車税種別割 ☎5608-6134(税務係)
- ▶申告、税額の計算方法等 ☎5608-6135(課税係)
- ▶納付相談 ☎5608-6142(納税係)

■国税(所得税、贈与税、消費税など)

▶国税相談専門ダイヤル

☎0570-00-5901

▶本所税務署(業平1-7-2)

☎3623-5171

▶向島税務署(東向島2-7-14)

☎3614-5231

*確定申告に関する相談は、自動音声に従って「0」を選択

■都税(固定資産税、個人事業税など)

▶墨田都税事務所(業平1-7-4)

☎3625-5061

*個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・法人都民税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271へ
*いずれも受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝休日を除く)